

別記様式第 1 3 号（第 7 条関係）

補助金交付申請にあたっての確認書 ※専門的事項については、契約業者に相談の上、☒してください。

（第 4 条第 1 項(6)太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置（非 FIT 案件）の様式）

（第 4 条第 1 項(7)(8)太陽光発電設備と蓄電設備に高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムを加えた 3 点同時設置の様式）

【第 4 条第 1 項(6)(7)(8)共通】	☒ 確認書類を例示しています
設置場所は申請者の住民票上の住所と同一であり、同補助金を活用したことはない。	☐
太陽電池出力が 2kW 以上 10kW 未満で（上限の 10kW 未満は、パワーコンディショナの定格出力でもよい。）蓄電池の公称容量が 1kWh 以上であること。	☐ 出力対比表、製品カタログ、仕様書
工事の契約日が、申請年度の基準日（＝当該補助メニューの財源となる国庫から京都府への補助金の交付決定日）以降である。※基準日は本市のホームページ等で事前にご確認ください。	☐ 工事請負契約書 売買契約書
申請期限を過ぎていないこと。	☐
蓄電設備は、太陽光発電設備により発電する電力を平時充放電できるよう、太陽光発電設備と連係している付帯設備であること。（停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。）	☐ 工事配線図面

【第 4 条第 1 項(6)(8)（非 FIT）の場合】 ※ 3 点同時設置の場合も、非 FIT であればご回答ください。	☒ 確認書類を例示しています
法定耐用年数を経過するまでの間、自家消費した環境価値を Jクレジット等の制度を利用して手放さないこと。	☐
国の固定価格買取制度「FIT」や、「FIP（Feed in Premium）」の認定を取得しないこと。また、電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないこと。	☐ 電力受給契約確認書 系統連系承諾書
再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。	☐
発電した電気の自家消費率を 30%以上とすること。	☐ 発電電力消費計画書
蓄電設備の価格が、蓄電容量 1kWh あたり工事費込みで税抜 12.5 万円以下となるよう努めること。（結果的に超えていても補助対象として認める。）	☐ 単価が計算できる資料
蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナ等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。（初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。）※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。	☐ （一社）環境共創イニシアチブへの製品登録に関する資料
性能表示基準：蓄電池について「蓄電容量」「初期実効容量」「定格出力」「出力可能時間」「廃棄方法」「アフターサービス」の記載が、製品カタログ、仕様書等で確認できること。	☐ 製品カタログ、仕様書
蓄電池部安全基準：JIS C 8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。	☐
蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2 の規格も可とする。（JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。）	☐
震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。（第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。）	☐
メーカー保証（無償）及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。	☐ 保証書
太陽光発電設備又は蓄電設備に対し、他の国庫補助金を受けていないこと。	☐

※上に該当しない項目があっても、FIT の場合と同額の補助であれば対象となる場合がありますので、ご相談ください。

【第 4 条第 1 項(7)(8)（3 点同時設置）の場合】	☒ 確認書類を例示しています
（高効率給湯機器の場合）従来の給湯機器等に対して 30%以上省 CO ₂ 効果が得られるものであること。	☐ 省エネ性能比較計算表
（コージェネレーションシステムの場合）都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。	☐ 製品カタログ、仕様書
高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムに対し、他の国庫補助金を受けていないこと。	☐

上記について確認しました。 年 月 日（申請者）氏名：